

横須賀市報

号外第2号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和3年第1号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年2月10日

横須賀市監査委員	川瀬富士子
同	丸山邦彦
同	西郷宗範
同	嘉山淳平

福祉部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

福祉部の所管に属する令和2年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

地方自治法及び同法施行令によれば、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入すること、また、過年度の歳入の誤納又は過納となった金額の戻出で、出納閉鎖後に払い戻しを行う場合は、現年度の歳出として処理しなければならないとされている。しかし、行政財産目的外使用許可に係る使用料の収入において、当年度（令和2年度）に過年度分の算定誤りが判明したため、過納となった使用料額を当年度の歳出として処理する必要があったものの、継続される当年度の行政財産目的外使用料から当該過納分を相殺処理（減額）しているものがあつた。また、この処理に伴い当年度の調定額にも誤りが生じていた。このため、次の行政財産目的外使用許可に係る使用料について、必要な措置を講じるとともに、今後は、地方自治法及び同法施行令に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 総合福祉会館におけるシルバー人材センターの事務室使用料
- ・ 福祉援護センターにおけるガス整圧器の設置使用料
- ・ 鴨居老人福祉センターほか2施設の事務室使用料
- ・ 総合福祉会館におけるモニタリングポストの設置使用料
- ・ 北下浦市民プラザにおける活断層地震観測設備設置使用料

（福祉総務課）

イ 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされているが、令和2年度における組織改正により使用しなくなった旧所属（高齢福祉課）の領収印を健康長寿課において引き続き保管しており、領収印を廃棄する場合の会計管理者への届出が行われていなかったため、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な管理に改められたい。

（健康長寿課）

ウ 支出に関する事務

（ア）職員服務規程によると、職員の出張について、市内出張をする場

合で、旅費の支給が見込まれないときは、上司の口頭による承認によることができることとされ、上司の口頭による承認を受けた職員は、出張命令簿にその月の出張先等を記入し、上司に報告するものとされているが、地域自立生活・終活等支援事業の令和2年6月分旅費（普通旅費）の支給において、市外出張を出張命令簿で処理したことにより旅費が支給されていないものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（地域福祉課）

（イ）介護施設等衛生用品購入費補助金について、補助金の交付に当たっては補助事業者から補助金等交付申請書の提出を受け補助金の交付決定を行い、交付決定日以降の日付が記載された請求書の提出が必要となるが、補助金の交付決定後に支出手続は行われていたものの、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載された請求書の提出を受けて補助金を交付していたものが多数みられたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（指導監査課）

（ウ）生活保護実施事業における令和2年6月分旅費（普通旅費）の支給において、一部に循環路線を含む路線バスの料金設定の確認不足によって生じた車賃の算出誤りにより支給超過となっているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活福祉課）

（エ）旅費支給事務取扱要領によると、車賃はバスその他の交通機関により片道1キロメートル以上旅行した場合のみ支給するとされているが、生活保護実施事業における令和2年6月分旅費（普通旅費）の支給において、1キロメートルに満たない経路に係る車賃を支給しているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活福祉課）

（オ）予算決算及び会計規則では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されているが、国民健康保険関係法規集追録ほかに係る消耗品費の支出において、請求書のあて名がないものがあったので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(健康保険課)

エ 財産管理に関する事務

(ア) 公有財産の評価額の改定が平成30年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、平成30年4月1日付けの公有財産台帳価額改定通知書による価額改定(変更)の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(福祉総務課)

(イ) 予算決算及び会計規則では、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと定められているが、常時継続して資金前渡を受けている有料道路通行料及び駐車場使用料について、資金前渡受払簿を備えていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(生活福祉課)

(ウ) 健康保険課長が管守者である公印のうち横須賀市印(記号入)について、公印規則で定められた個数より多く保有していたため、公印規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(健康保険課)

(2) 意見

本市では、市内の老人クラブにより組織されている老人クラブ連合会に対する補助事業として、補助金等交付規則及び横須賀市老人クラブ等補助金交付要綱により、運営費補助金(運営のための費用に対するもの)、事業費補助金(事業実施のための費用に対するもの)及び健康づくり事業費補助金(健康づくり事業のための費用に対するもの)を交付している。

令和2年度における老人クラブ連合会の各補助金の交付申請の手続について確認したところ、各申請書に共通する添付書類として提出された予算書における事業費及び健康づくり事業費の予算額に対し事業費補助金及び健康づくり事業費補助金の交付額が上回っていた。所管課によると、運営費に一括して計上されている費用の一部が事業費及び健康づくり事業費の費用を含んでいるとの説明であったが、予算書に表示される事項からは、このことを確認することはできなかった。補助金の交付決定に当たっては、費用の内訳について所管課が内部的に把握しているだけでは不十分であり、補助金の収支が適正に表示された予算書の確認をもって補助金の交付決定を行う必要がある。

このように各補助金に係る予算書の表示が不十分であると、補助金の交付決定に係る審査事務の過程において事業の目的と当該補助事業の内容が適合しているか確認することができないだけでなく、当該補助事業について所期の目的を達成しているか、十分な効果を発揮しているかといった点を検証することができないと考えられる。このことから、今後老人クラブ連合会の各補助金の補助金等交付申請書の提出を受ける際には、補助金ごとの収支が適正に表示された予算書の提出を受けるよう添付書類の在り方を検討されたい。

(健康長寿課)

上下水道局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

上下水道局の所管に属する令和2年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

上下水道局専決規程において、賃借料が 50 万円を超えるものは部長の専決事項と規定されている。しかし、中央配水幹線連絡管布設工事に伴う仮設道路用地に係る賃借料支出決定について、部長までの決裁を得ていなかったため、今後は、上下水道局専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(水道施設課)

(2) 契約に関する事務

ア 逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託に係る完了検査について、上下水道局契約事務取扱規程に基づき検査員が署名した検査書により主管課長に対して報告する必要があったが、検査書に課長の決裁を得ていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(浄水課)

イ 武三丁目地内水道用地明確化業務委託における業務委託請書に記載された提出書類関係について、期限内に提出されていないものや未提出となっているものがあったため、今後は、契約履行規則等に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(用地管理課)

ウ 佐原五丁目地内公共下水道敷明確化業務委託における業務委託請書に記載された提出書類関係について、期限内に提出されていないものや未提出となっているものがあったため、今後は、契約履行規則等に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(用地管理課)

エ 塗料購入の契約手続については、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っている。契約規則によれば、この契約については契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができるとされているものの、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる物件の納入期限の記載がなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(水再生課)

(3) 財産管理に関する事務

上下水道局会計規程において、課に物品取扱員を置き、その主管に属

する工具器具及び備品等の保管の事務を行うものと定められているほか、適切な管理のため管理用証票を貼付するものとしている。しかし、管理用証票が貼付されていないものがあったので、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

(管理用証票が貼付されていなかった備品)

資産番号	品名	取得原価	登録年月日	保管課名
4-28-0028	空調機	354,000円	平成29年3月31日	計画課
4-31-0015 4-31-0112	閲覧課金システム用機器	2,004,000円	令和2年3月31日	計画課
4-31-0016	給水台帳閲覧システム用機器	230,800円	令和2年3月31日	計画課
4-31-0017 4-31-0113	上下水道局業務用データベースシステム用サーバ	6,039,100円	令和2年3月31日	計画課
4-24-0088	設計積算システム用サーバ(水道)	959,469円	平成25年3月31日	水道管路課

(計画課及び水道管路課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	工 事 期 間
平作地区配水管布設工事(2019の1) (水道管路課)	55,663,300円	令和元年9月2日	令和元年9月2日 ～ 令和2年4月30日
公郷町地区配水管布設工事(2019の2) (水道管路課)	74,133,400円	令和元年7月31日	令和元年7月31日 ～ 令和2年5月29日
三春町地区配水管布設工事(2019の1) (水道管路課)	52,255,500円	令和元年10月9日	令和元年10月9日 ～ 令和2年5月29日
馬堀町地区配水管布設工事(2019の1) (水道管路課)	84,868,300円	令和元年9月10日	令和元年9月10日 ～ 令和2年6月5日
夏島町地区配水管布設工事(2019の1) (水道管路課)	56,873,300円	令和2年2月14日	令和2年2月14日 ～ 令和2年7月20日
大津町地区配水本管布設工事 (水道施設課)	560,549,220円	令和2年2月20日	令和2年2月20日 ～ 令和4年3月2日
久里浜地区配水本管布設工事 (水道施設課)	423,500,000円	令和2年3月4日	令和2年3月4日 ～ 令和4年1月17日
久里浜配水池場内配管ほか工事 (水道施設課)	195,686,700円	令和元年6月5日	令和元年6月5日 ～ 令和2年6月29日
7-2工区馬堀排水区マンホール蓋改築工事 (下水道管渠課)	17,295,300円	令和2年3月18日	令和2年3月18日 ～ 令和2年6月30日

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
6 工区若松排水区 管路施設耐震化工事 (下水道管渠課)	17,438,300円	令和2年2月20日	令和2年2月20日 ～ 令和2年5月18日
9 工区久里浜第 1排水区立入防止 柵更新工事 (下水道管渠課)	6,406,400円	令和2年2月12日	令和2年2月12日 ～ 令和2年5月11日
久里浜第1ポンプ 場雨水ポンプ設備 更新工事 (下水道施設課)	282,700,000円	令和元年8月29日	令和元年8月29日 ～ 令和2年5月29日
追浜ポンプ場雨水 ポンプ設備更新工 事 (下水道施設課)	192,445,000円	令和2年7月9日	令和2年7月9日 ～ 令和3年3月15日
下町浄化センター 水処理汚泥ポンプ ほか設備工事 (下水道施設課)	309,100,000円	令和元年8月29日	令和元年8月29日 ～ 令和2年4月23日

財政援助団体等監査結果報告書

(公益財団法人横須賀市健康福祉財団)

1 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀市（以下「市」という。）が出資する公益財団法人横須賀市健康福祉財団（以下「財団」という。財団の概要等については別紙に記載）に係る令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）
- (2) 財団を所管する部局（福祉部）の指導監督に係る事務

2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、財団に係る出納その他の事務が当該団体の設立目的等に沿い関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているか、当該団体の所管部局の指導監督に係る事務が適正に行われているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 監査の結果

(1) 経営状況

ア 経営成績

財団の会計は、公益目的事業会計及び法人会計の2つの会計区分で構成される。

公益目的事業会計は地域包括支援センター運営事業、居宅介護支援事業、訪問看護事業、訪問介護事業に係る会計であり、法人会計は財団の維持・管理に係る会計となっている。

令和元年度における公益目的事業会計について、経常収益の合計は3億272万円^(注)であり、主なものは医療保険事業等の訪問看護事業収益1億1,476万円及び障害者総合支援事業等の訪問介護事業収益1億125万円となっている。また、経常費用の合計は3億155万円であり、主なものは給料手当1億7,866万円となっている。以上の結果、当期経常増減額は116万円のプラスとなっている。経常外収益及び経常外費用はなく、当期一般正味財産増減額は116万円のプ

ラスとなっている。

法人会計について、経常収益の合計は1,953万円であり、主なものは医療保険事業等の訪問看護事業収益652万円及び障害者総合支援事業等の訪問介護事業収益575万円となっている。また、経常費用の合計は2,009万円であり、主なものは給料手当1,211万円となっている。経常費用の合計に投資有価証券評価損益等を加算した結果、当期経常増減額は0円であり、経常外収益及び経常外費用はないため、当期一般正味財産増減額も0円となっている。

以上の結果、2会計合計で、当期一般正味財産増減額は116万円のプラスであり、当期指定正味財産増減額は0円となっている。

イ 財政状態

令和元年度末における資産の総額は4億6,667万円となっている。内訳は流動資産1億5,039万円及び固定資産3億1,628万円となっている。流動資産の主なものは、現金・預金1億274万円及び未収金4,678万円となっている。固定資産の内訳は、基本財産2億220万円、特定資産4,100万円及びその他固定資産7,308万円であり、その他固定資産の主なものは、投資有価証券5,134万円となっている。

負債の総額は3,512万円で、内訳は流動負債であり、その主なものは未払金1,792万円となっている。

正味財産の総額は4億3,155万円であり、内訳は指定正味財産2億220万円及び一般正味財産2億2,935万円となっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 財団に係る出納その他の事務（市及び出資団体）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律によれば、公益法人は、その理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならない旨規定されている。

しかし、ホームページや事務所においても公表（掲示）されておらず、また、公表の方法についても規定されていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 財団に係る出納その他の事務（出資団体）

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によれば、評議員の変更は2週間以内に登記をしなければならないと規定されているが、2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 処務規程によれば、支出伝票及び振替伝票は、局長決裁とすべきところ、一部の支出伝票及び振替伝票について局長決裁を得ていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(ウ) 処務規程によれば、所属職員の出張は課長決裁と規定されているが、一部の指定訪問介護に係る出張命令書で課長決裁を得ていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(エ) 会計処理規程によれば、経理責任者及び固定資産の管理責任者は理事長が別に定める旨規定されている。

また、資産管理規程によれば、資産管理責任者は理事長が別に定める旨規定されている。

しかし、いずれの責任者も別途定められていなかったもので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(オ) 通信運搬費（郵便物発送）に係る資金前渡の精算について、用務終了後に精算書を起票すべきところ、用務終了前に精算書を起票していたものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 財団の概要

設立年月日	平成6年6月15日 財団法人横須賀市保健福祉協会設立 平成25年4月1日 公益財団法人横須賀市健康福祉財団 へ移行
所在地	横須賀市三春町二丁目12番地 三春コミュニティセンター内
設立目的	横須賀市に居住する在宅療養者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センター運営事業の実施、居宅介護支援事業の実施、在宅の要介護者や療養者等への訪問看護や訪問介護事業を実施することにより、横須賀市民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与すること
代表者	理事長 永妻 和子
役員数	理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名 理事 2名 評議員 6名 監事 2名 常勤職員 47名 非常勤職員 1名 登録介護員 76名
事業内容	1 看護、介護講演会等事業 2 高齢者看護相談事業 3 地域包括支援センター運営事業 4 居宅介護支援事業 5 訪問看護事業 6 訪問介護事業 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市の出資額	200,000,000円

2 財団の主な業務状況（令和元年度）

(1) 看護、介護講演会等事業

区 分	参加者数(人)
一般市民を対象とした在宅ケア講演会（2回実施）	116
ケアマネジャー等を対象とした在宅療養セミナー（4回実施）	199
ホームヘルパー等を対象とした在宅療養セミナー（3回実施）	111

(2) 高齢者看護相談事業

区 分	相談者数	相談件数	相談件数の内訳			
			介護予防ケア マネジメント	総合相談	権利擁護	包括・継続的 ケアマネジメント
人員等	363人	630件	147件	318件	8件	157件

(3) 地域包括支援センター運営事業

ア 受託事業の一般事業分

区分	相談者数	相談件数	相談件数の内訳			
			介護予防ケアマネジメント	総合相談	権利擁護	包括・継続的ケアマネジメント
人員等	5,638人	5,793件	3,976件	1,027件	212件	578件

イ 受託事業の地域支援事業分

区分	包括的ケア会議	介護予防教室	住宅改修
人員等	64人(2回)	468人(24回)	1件

ウ 介護予防支援事業

区分	利用件数(年)	利用件数(月)
要支援1	252件	21件
要支援2	528件	44件
総合事業	1,651件	137件
計	2,431件	202件

(4) 居宅介護支援事業

区分	利用件数(年)	利用件数(月)
介護予防支援	34件	3件
総合事業	64件	5件
居宅介護支援	2,898件	242件
計	2,996件	250件

(5) 訪問看護事業

ア 介護保険法による事業

区分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
予防訪問看護	15人	45件	5件
訪問看護	1,168人	5,288件	411件
計	1,183人	5,333件	446件

イ 医療保険法による事業

区分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
訪問看護	1,218人	5,459件	455件

(6) 訪問介護事業

ア 介護保険法による事業

区分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
第1号訪問事業	341人	1,550件	129件
訪問介護	1,062人	7,232件	603件
計	1,403人	8,782件	732件

イ 障害者総合支援法による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
居 宅 介 護	1,223 人	8,765 件	730 件
重度訪問介護	0 人	0 件	0 件
同 行 援 護	427 人	2,081 件	173 件
移 動 支 援	536 人	5,354 件	446 件
特定相談支援	92 人	286 件	24 件
計	2,278 人	16,486 件	1,374 件

ウ 横須賀市の委託による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
子育て支援	33 人	114 件	10 件
育児支援	16 人	48 件	4 件
計	49 人	162 件	14 件

エ 自費によるサービス事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
みはる介護	419 人	1,152 件	96 件

3 財団の財務諸表（令和元年度）

正味財産増減計算書

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益		1,850,547	1,850,547
基本財産受取利息		1,850,547	1,850,547
地域包括支援センター運営事業収益	40,546,336	2,304,362	42,850,698
地域包括支援センター受託事業	28,476,595	1,618,405	30,095,000
介護予防支援事業	11,270,171	640,515	11,910,686
その他事業	799,570	45,442	845,012
居宅介護支援事業収益	46,162,103	2,623,521	48,785,624
介護予防支援事業	417,387	23,721	441,108
居宅介護支援事業	45,553,878	2,588,954	48,142,832
その他事業	190,838	10,846	201,684
訪問看護事業収益	114,760,111	6,522,137	121,282,248
医療保険事業	66,148,600	3,759,410	69,908,010
介護保険事業	48,183,032	2,738,376	50,921,408
その他事業	428,479	24,351	452,830
訪問介護事業収益	101,254,437	5,754,575	107,009,012
介護保険事業	29,606,251	1,682,607	31,288,858
障害者総合支援事業	67,695,613	3,847,331	71,542,944
育児・子育て支援事業	691,737	39,313	731,050
その他事業	3,260,836	185,324	3,446,160
雑収益	0	475,405	475,405
雑収益	0	475,405	475,405
経常収益計	302,722,987	19,530,547	322,253,534
(2) 経常費用			
事業費	301,555,159		301,555,159
給料手当	178,661,496		178,661,496
登録ヘルパー給料	38,966,109		38,966,109
法定福利費	30,566,928		30,566,928
賞与引当金繰入額	12,757,012		12,757,012
福利厚生費	1,083,072		1,083,072
退職金掛金	5,852,076		5,852,076
訪問材料費	392,394		392,394
旅費交通費	410,680		410,680
特別旅費	6,448,630		6,448,630
通信運搬費	4,354,495		4,354,495
被服費	362,746		362,746
消耗什器備品費	109,061		109,061
手数料	260,257		260,257
減価償却費	1,516,636		1,516,636
消耗品費	833,465		833,465
修繕費	698,179		698,179
印刷製本費	180,576		180,576
燃料費	1,116,543		1,116,543
光熱水費	1,122,606		1,122,606
使用料及び賃借料	12,775,467		12,775,467
図書費	19,659		19,659
保険料	925,901		925,901
諸謝金	420,506		420,506
租税公課	15,400		15,400
負担金	349,300		349,300
委託費	1,225,165		1,225,165
広告費	130,800		130,800

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費		20,093,715	20,093,715
役員報酬		334,000	334,000
給料手当		12,112,781	12,112,781
法定福利費		2,138,342	2,138,342
賞与引当金繰入額		756,180	756,180
福利厚生費		77,692	77,692
退職金掛金		292,224	292,224
旅費交通費		11,800	11,800
通信運搬費		117,169	117,169
被服費		9,200	9,200
消耗什器備品費		140,219	140,219
手数料		1,013,362	1,013,362
減価償却費		494,527	494,527
消耗品費		353,152	353,152
修繕費		374,350	374,350
燃料費		68,858	68,858
光熱水費		97,617	97,617
交際費		79,646	79,646
使用料及び賃借料		981,756	981,756
保険料		69,207	69,207
租税公課		7,700	7,700
負担金		23,100	23,100
委託費		540,833	540,833
經常費用計	301,555,159	20,093,715	321,648,874
評価損益等調整前当期經常増減額	1,167,828	△ 563,168	604,660
投資有価証券評価損益等		563,168	563,168
評価損益等計	0	563,168	563,168
当期經常増減額	1,167,828	0	1,167,828
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	1,167,828	0	1,167,828
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	1,167,828	0	1,167,828
一般正味財産期首残高			228,183,358
一般正味財産期末残高			229,351,186
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息		1,850,547	1,850,547
一般正味財産額への振替額		△ 1,850,547	△ 1,850,547
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			202,200,000
指定正味財産期末残高			202,200,000
III 正味財産期末残高			431,551,186

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金・預金	102,747,309
未収金	46,783,150
前払金	647,630
貯蔵品	196,573
仮払金	15,936
流動資産合計	150,390,598
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
投資有価証券	201,809,000
普通預金	391,000
基本財産合計	202,200,000
(2) 特定資産	
駐車場用地取得積立金	41,000,630
特定資産合計	41,000,630
(3) その他固定資産	
建設附属設備	924,955
減価償却累計額	△ 566,929
車両運搬具	3,813,721
減価償却累計額	△ 3,736,581
什器備品	8,399,039
減価償却累計額	△ 5,404,155
ソフトウェア	389,951
電話加入権	897,186
投資有価証券	51,340,484
長期性預金	17,000,000
出資金	30,000
その他固定資産合計	73,087,671
固定資産合計	316,288,301
資産合計	466,678,899
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	17,923,984
預り金	3,690,537
賞与引当金	13,513,192
流動負債合計	35,127,713
負債合計	35,127,713
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
地方公共団体助成金	200,000,000
寄付金	2,200,000
指定正味財産合計	202,200,000
(うち基本財産への充当額)	(202,200,000)
(うち特定資産への充当額)	0
2. 一般正味財産	229,351,186
(うち基本財産への充当額)	0
(うち特定資産への充当額)	(41,000,630)
正味財産合計	431,551,186
負債及び正味財産合計	466,678,899

財政援助団体等監査結果報告書

(社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会)

1 監査の対象及び範囲

- (1) 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。市社協の概要等については別紙に記載）が横須賀市（以下「市」という。）から交付を受けた横須賀市社会福祉協議会運営費補助金、地域福祉権利擁護相談センター運営費補助金及び市民福祉活動助成交付金（以下「補助金等」という。）に係る令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）
- (2) 補助金等を所管する部局（福祉部）に係る事務

2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、市社協における補助金等に係る出納その他の事務が補助金等の目的等に沿い関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているか、補助金等の所管部局に係る事務が適正に行われているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 監査の結果

- (1) 補助金等に係る収支状況について

ア 横須賀市社会福祉協議会運営費補助金の交付決定額は、1億130万円(注)である。決算額は1億52万円であり、その内訳は人件費9,917万円、役員報酬96万円及び事務費38万円となっている。

これらにより、精算額は78万円となっている。

イ 地域福祉権利擁護相談センター運営費補助金の交付決定額は、254万円である。決算額は254万円であり、その内訳は日常生活自立支援事業の臨時生活支援員手当となっている。

これらにより、交付決定額と決算額は同額で精算額は無い。

ウ 市民福祉活動助成交付金の交付決定額は、2,506万円である。決

算額は2,500万円であり、その内訳は地区ボランティアセンター活動育成事業2,064万円、ボランティア相談員活動費266万円、小・中・高等学校ボランティアスクール74万円、ボランティアニュースの発行68万円などとなっている。

これらにより、精算額は6万円となっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 市社協に係る出納その他の事務（市及び補助金等財政援助団体）

市民福祉活動助成交付金に係る実績報告書に添付された決算額内訳資料について、地区ボランティアセンター活動育成事業助成金に係る説明は記載されているものの、各地区名及び各地区の助成額総額の記載のみで具体的な内訳が記載されておらず、内容を確認できるものとなっていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 市社協に係る出納その他の事務（補助金等財政援助団体）

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会事務局職員就業規則（以下「就業規則」という。）では、有給休暇を受けようとする職員は、あらかじめ決裁者の承認を受けなければならないが、病気、災害その他やむをえない事情によりあらかじめ承認を受けることができない場合には電話等で連絡をとり、勤務できなかつた日から勤務を要しない日及び休日を除き3日以内にその理由を付して承認を受けなければならない旨規定されている。しかし、就業規則で職員の有給休暇と規定されている病気休暇について、病気休暇取得期間及び給与支給額の算定に誤りはなかつたものの、休暇簿において決裁者による承認が行われていなかったもの及び病気休暇後においても申請が行われていないものがあつたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 市社協の概要

設立年月日	昭和26年7月3日 横須賀市社会福祉協議会設立 昭和39年12月22日 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会として法人化
所在地	横須賀市本町2丁目1番地 総合福社会館内
設立目的	横須賀市域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること
代表者	会長(理事長) 鈴木 立也
役職員数	会長(理事長) 1名 副会長 1名 理事 13名 監事 2名 評議員 35名 常勤職員 12名 再雇用職員 2名 非常勤職員 8名 臨時職員 3名 登録型生活支援員 11名
事業内容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6 ボランティア活動の振興 7 共同募金事業への協力 8 福祉サービス利用援助事業(横須賀あんしんセンター・よこすか市民後見人等養成事業含む) 9 生活福祉資金貸付事業 10 その他この法人の目的達成のため必要な事業
市の補助金等の額	128,072,864円

2 補助金等に係る主な業務状況(令和元年度)

区 分	実 績
福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービスにおける対応状況	定期訪問回数 延761回
福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス契約状況	年度末現数 48件
地区ボランティアセンター運営費の助成	件数 17地区
ボランティア活動の相談・登録・調整	相談件数 2,911件

小・中・高等学校ボランティアスクールの実施	開催回数 86回
ボランティアニュースの発行（年4回）	発行部数 14,000部

3 補助金等の実績報告（令和元年度）

(1) 横須賀市社会福祉協議会運営費補助金

（単位：円）

区 分	金 額
交付決定額	101,308,908
人件費	99,963,908
役員報酬	960,000
事務費	385,000
決算額	100,522,802
人件費	99,177,802
役員報酬	960,000
事務費	385,000
精算額	786,106

(2) 地域福祉権利擁護相談センター運営費補助金

（単位：円）

区 分	金 額
交付決定額	2,548,181
臨時生活支援員手当	2,548,181
決算額	2,548,181
臨時生活支援員手当	2,548,181
精算額	0

(3) 市民福祉活動助成交付金

（単位：円）

区 分	金 額
交付決定額	25,069,000
地区ボランティアセンター活動育成事業	20,645,000
ボランティア相談員活動費	2,666,000
小・中・高等学校ボランティアスクール	750,000
ボランティアニュースの発行	714,000
その他	294,000
決算額	25,001,881
地区ボランティアセンター活動育成事業	20,644,800
ボランティア相談員活動費	2,666,000
小・中・高等学校ボランティアスクール	742,500
ボランティアニュースの発行	684,655
その他	263,926
精算額	67,119

財政援助団体等監査結果報告書 (株式会社セイウン)

1 監査の対象及び範囲

- (1) 株式会社セイウン（以下「セイウン」という。セイウンの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市産業交流プラザ（以下、「産業交流プラザ」という。産業交流プラザの概要等については別紙に記載）の管理に係る令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）
- (2) 産業交流プラザを所管する部局（経済部）の指導監督に係る事務

2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、公の施設の管理に係る出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているか、当該施設の所管部局の指導監督に係る事務が適正に行われているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 監査の結果

- (1) 公の施設に係る収支状況について

産業交流プラザの管理に関する業務の収支実績（令和元年度）は次のとおりである。

収入合計は5,217万円(注)であり、その内訳は指定管理料3,147万円、利用料金収入1,988万円などとなっている。支出合計は5,144万円であり、その内訳は人件費2,315万円、光熱水費1,544万円などとなっている。

これらにより、収支差額は72万円のプラスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

- (2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

(ア) 横須賀市産業交流プラザ指定管理業務基本協定書及び横須賀市産

業交流プラザ指定管理者運営管理業務仕様書（以下、「基本協定書等」という。）によれば、指定管理者は会計年度終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないと定められている。しかし、事業報告書に添付された管理経費の収支計算書及び自主事業の収支報告書において数値の記載に誤りがみられたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 基本協定書等によれば、当該年度の修繕計画を5月31日までに市に提出しなければならない旨規定されている。しかし、5月31日時点では年間の修繕計画が明らかにならないという理由から市は提出を指示せず、セイウンと定期的に協議して修繕計画を立てていた。このため、セイウンは修繕計画を市に提出していなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

(ア) 物品会計規則によれば、不用又は使用に耐えない物品については物品返納調書により会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されている。しかし、返納手続き済みの物品で実際は返納されずに保管されているものがあったので、今後は適正な管理に改められたい。

(イ) 産業交流プラザの指定管理業務に使用される物品において、前指定管理者が購入又は調達した物品については、前指定管理者との基本協定書等に基づき市に帰属されることが協議されている。しかし、市はこの帰属に係る備品登録の手続きを行わないまま、当該物品を現指定管理者へ貸与し指定管理業務に使用していたため、今後は適正な管理に改められたい。

ウ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（指定管理者）

(ア) 貸館使用料の前納に係る窓口払いの手書き領収書について、発行する際に担当した職員が領収書の扱者印欄に押印すべきこととしているが、一部の手書き領収書（会社控及び会社控（経理））で押印をしていなかったものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 横須賀市産業交流プラザ指定管理業務に係る文書管理規程によれば、施設の管理者は文書取扱責任者を指名する旨規定されている。しかし、文書取扱責任者の指名が明確にわかる文書等がなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

公衆無線LANについては、平成30年度の改修工事により交流ロビースペース以外に各部屋でも利用できるようになった。しかし、利用規約には交流ロビースペースでのみ利用できる旨が記載されたままになり、更新されていなかった。また、掲示場所は交流ロビースペースのみで、各部屋には掲示されていなかった。

利用規約については、サービス内容の利用者への周知はもとより、不正アクセスなどの予防や情報漏洩などの被害に対する責任の所在を明確にするなどセキュリティの観点からも必要不可欠な情報であると考えられるので、現状に合わせて更新するとともに、利用可能な各部屋に掲示するなど容易に閲覧できる方法について検討されたい。

(別紙)

1 産業交流プラザ及びその管理に係る概要

名称(所在地)	横須賀市産業交流プラザ(横須賀市本町3丁目27番地)
設置目的	経済の国際化及び情報化並びに技術革新の進展に対応するため、地域の産業振興の交流拠点として設置する。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 管理施設の使用の許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料、利用料金収入

2 セイウンの概要

名称	株式会社セイウン
設立年月日	昭和41年9月9日
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号
代表者	代表取締役 黒川 晴予
業務内容	1 指定管理者事業に関する一切の業務 2 公共下水道清掃及び維持、管理 3 道路清掃及び維持、管理 4 ビル並びに工場の清掃及び維持、管理 5 一般廃棄物の収集、運搬 6 産業廃棄物の収集、運搬 7 河川の浚渫 8 ビル内外の害虫の殺虫消毒 9 樹木の害虫駆除清掃 10 公園、庭園の草刈除草整備 11 国又は地方公共団体が行う、ちらし広告、情報誌、ポスター等の掲示その他これらに類するものの情報、案内等の業務の維持管理 12 総合警備保障業務 13 不動産の売買・交換・賃貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用 14 劇場、運動施設、託児所、スタジオ、貸ホールの経営 15 事務職、技術職等の人材派遣 16 各種保険代理業 17 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売 18 ファシリティ・マネジメント 19 信書便事業 20 ホテル・旅館・レストランの経営 21 プロパティ・マネジメント 22 環境に関するコンサルタント業務 23 室内装飾の設計施工 24 コンピューター情報処理サービス業務 25 公園、緑地等施設、設備の運営管理・清掃

	26 自動車駐車場、自転車駐輪場管理の受諾及び駐車場、駐輪場の管理業
	27 飲食業の営業
	28 遺品整理業
	29 古物商
	30 民事強制執行に関する現場案内業務
	31 民事強制執行に伴う動産の梱包・搬出・運送
	32 民事強制執行に伴う錠前の解錠作業
	33 建築工事及び設備工事
	34 前各号に附帯する一切の業務

3 産業交流プラザの利用実績（令和元年度）

区 分	平 日	休 日	総 計
利用件数	2,210	740	2,950
利用時間	7,910	3,794	11,704
利用人数	38,635	19,586	58,221

4 産業交流プラザの管理に関する業務の収支計算書（令和元年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	52,170,267
指定管理料	31,476,231
利用料金収入	19,881,275
その他収入	812,761
2 支出	51,441,309
人件費	23,152,464
委託費	3,908,316
賃借料（リース等）	130,381
光熱水費	15,440,126
修繕費	2,400,267
管理的経費	2,409,755
本社経費	4,000,000
収支差額	728,958

財政援助団体等監査結果報告書

(株式会社ベネッセスタイルケア)

1 監査の対象及び範囲

- (1) 株式会社ベネッセスタイルケア（以下「ベネッセスタイルケア」という。ベネッセスタイルケアの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市立田浦保育園（以下「田浦保育園」という。田浦保育園の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）
- (2) 田浦保育園を所管する部局（こども育成部）の指導監督に係る事務

2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、公の施設の管理に係る出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているか、当該施設の所管部局の指導監督に係る事務が適正に行われているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 監査の結果

- (1) 公の施設に係る収支状況について

田浦保育園の管理に関する業務の収支実績（令和元年度）は次のとおりである。

収入合計は1億1,875万円(注)で、その内訳は指定管理料1億1,875万円となっている。支出合計は1億2,528万円であり、その内訳は人件費1億72万円、食材費451万円などとなっている。

これらにより収支差額は653万円のマイナスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

- (2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

(ア) 田浦保育園指定管理業務基本協定書（以下「基本協定書」とい

う。)によれば、指定管理者は各月の業務に係る指定管理料については、翌月15日までに請求書により市に請求するものと定められている。しかし、令和元年度の各月における指定管理料のうち5回分について、基本協定書に定める期限を過ぎて請求が行われていたもので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 基本協定書によれば、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないと定められている。しかし、市に提出された田浦保育園の事業報告書について、施設等の管理業務に係る実施状況のうち建築設備等の保守点検などについて実施されていたものの記載されていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(ウ) 基本協定書によれば、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないと定められている。しかし、指定管理料の支出に誤りはなかったものの、施設の管理に係る事業報告書の受領に当たって市によるチェックが十分に行われておらず多額の誤りのある収支計算書が添付された事業報告書を受領していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

基本協定書における管理施設の休業日について、基本協定書では「月曜日」と規定しているが、保育園条例では休園日を「日曜日」と規定しており、基本協定書に誤りがあった。また、同条例では休園日として規定している「国民の祝日に関する法律に規定する休日」を基本協定書では規定していなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

基本協定書では、指定管理者は田浦保育園において給食を実施するものとされており、食育の推進などを目標とした保育所保育指針（平成

29年厚生労働省告示第117号)に準拠して運営するものと定められている。

また、基本協定書において、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況に関する報告において保育業務の内容を確認するために翌月の月間給食メニュー表と当月の給食材料購入実績表を市に提出することが義務付けられている。

しかし、給食材料購入実績表について、購入先及び購入金額の記載のみで具体的な給食材料の名称及び購入数量が記載されていない項目があった。基本協定書等においては、給食材料購入実績表の具体的な記載項目や記載方法について特段の定めはないものの、月間給食メニュー表に記載された給食の実施状況等の確認のため、市が具体的な給食材料及び購入数量を把握する必要もあると考えられることから、このことに関する報告方法等について検討されたい。

(別紙)

1 田浦保育園及びその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市立田浦保育園 （横須賀市長浦町1丁目1597番地）
設置目的	児童福祉法の規定に基づく保育等を行い、女性の就労要件の多様化などにより増大する保育ニーズに対応するとともに、様々な育ちに課題のある子ども・家庭について機関連携など社会資源を活用した保育及び支援を実施すること
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育の実施 2 法第48条の4第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 3 延長保育事業の実施 4 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 5 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料

2 ベネッセスタイルケアの概要

名称	株式会社ベネッセスタイルケア
設立年月日	平成15年12月1日
所在地	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリスビル
代表者	代表取締役社長 滝山 真也
主な業務内容	1 有料老人ホーム事業その他介護等の高齢者向けサービス事業 2 老人福祉法による老人福祉施設を運営する事業 3 老人福祉法による老人居宅生活支援事業 4 介護保険法による居宅介護支援事業 5 介護保険法による居宅サービス事業 6 保育所・学童施設および託児所の運営等の子育て支援事業

3 田浦保育園の利用状況（令和元年度）

(1) 園児の在籍状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9	10	12	18	20	21	90
4月	2	10	12	17	18	15	74
5月	2	10	12	18	19	15	76
6月	2	10	12	18	19	16	77
7月	4	9	12	18	19	16	78
8月	7	10	12	18	19	16	82
9月	9	10	12	17	19	16	83
10月	9	10	12	17	19	16	83
11月	9	10	12	17	19	16	83
12月	9	10	12	17	19	16	83
1月	9	10	12	17	19	16	83
2月	9	10	12	17	19	16	83
3月	9	10	12	17	19	16	83

(2) 延長保育一日利用者数・利用率（月曜日～金曜日）

	7:00～ 8:00（人）	利用率 （％）	16:00～ 18:00（人）	利用率 （％）	18:00～ 20:00（人）	利用率 （％）
4月	0	0.0	19	1.3	168	11.4
5月	0	0.0	9	0.6	204	14.1
6月	0	0.0	17	1.1	179	11.6
7月	0	0.0	13	0.8	196	11.4
8月	0	0.0	6	0.3	136	7.9
9月	0	0.0	5	0.3	193	12.2
10月	0	0.0	6	0.3	208	11.9
11月	0	0.0	10	0.6	184	11.1
12月	0	0.0	5	0.3	173	10.4
1月	0	0.0	2	0.1	196	12.4
2月	0	0.0	2	0.1	191	12.8
3月	1	0.1	0	0.0	167	9.6

4 田浦保育園の管理に関する業務の収支計算書（令和元年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
1 収入	118,755
指定管理料	118,755
2 支出	125,289
人件費	100,727
食材費	4,515
賃借料	3,845
消耗品費	3,348
水道光熱費	3,332
その他（求人費等）	9,522
収支差額	△6,534